平成３０年（フ）第８２２号
東京都江東区福住１丁目17番11号　岩崎ビル２Ｆ
債務者　光進総建株式会社
代表者代表取締役　福田　　登
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆次
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目21番地15
債務者　日昭商事株式会社
代表者代表取締役　伊藤　光二
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　毅
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２号
島根県松江市末次本町39番地
債務者　有限会社キャオ
代表者代表取締役　下村　恒二
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後１時30分
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
富山県黒部市荻生812番、商業登記簿上の本店所在地富山県黒部市宇奈月町下立1148番地
債務者　株式会社宇奈月ファーム
代表者代表取締役　前坂　邦子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時20分
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第９３４９号
東京都中央区築地４丁目１番12号706号室
債務者　リンク株式会社
代表者代表取締役　ユ・アリサこと　リュウキ　エリサ（商業登記簿上　ユ・アリサ）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　順一
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７９号
東京都八王子市久保山町２丁目40番地８
債務者　株式会社アーヴァンコンセプト
代表者代表取締役　藤澤　　宏
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前11時20分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
群馬県高崎市栄町20番11号
債務者　有限会社飯ヶ浜開発
代表者代表取締役　飯ヶ濵三男
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡井　裕一
4　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後２時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１６４号
東京都国分寺市東元町４丁目２番25号
債務者　株式会社ジャパンネクストイノベーションズ
代表者代表取締役　中山　　翔
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　良成
4　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時40分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４号
群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉216番地
債務者　株式会社みくに荘
代表者代表清算人　中島　　修
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前11時15分
前橋地方裁判所沼田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第５９号
福岡県中間市岩瀬４丁目13番24号　ラフィーネ岩瀬101号
債務者　梅林　美香
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１号
福島県白河市白井掛下27番地１、旧住所福島県白河市金屋町29番地１
債務者　川口　勝巳
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐　聖史
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
福島県いわき市常磐湯本町八仙38番地　市営住宅11―14
債務者　麿　　雅美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　義宣
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１８号
福井県越前市氷坂町第24号１番地の14
債務者　木村勝祐紀
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小前田　宙
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
愛媛県伊予郡砥部町総津396番地　藤ノ瀬団地201号、前住所富山県黒部市宇奈月町下立1148番地
債務者　前坂　芳則
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
富山地方裁判所魚津支部